

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和元年5月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20190508	有限会社新栄観光バス (法人番号9400002008901) 代表者千葉稲夫	岩手県花巻市松園町490番地2	本社営業所	岩手県花巻市松園町490番地2	輸送施設の使用停止(280日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第20条、法第27条第3項	平成30年4月18日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、10件の違反が認められた。(1)認可運賃・料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外運送(運送法第20条)、(3)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)運送引受書の記載事項義務違反(運輸規則第7条の2第1項)、(5)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(6)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録違反(運輸規則第38条第1項)、(9)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)点検整備の実施違反(運輸規則第45条及び道路運送車両法第48条)	28	28
20190531	守丸興業株式会社(法人番号1380001011651) 代表者国井守雄	福島県石川郡浅川町大字浅川字月斉陣場184番地	本社営業所	福島県石川郡浅川町大字浅川字月斉陣場184番地2	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第27条第3項	平成30年7月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(5)運行管理者の研修受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。